

令和6年（ワ）第3728号

「明日を生きるための若者気候訴訟」二酸化炭素排出削減請求事件 外

原告 〇〇〇〇〇〇〇 外

被告 株式会社JERA 外9名

証拠説明書（甲A33～）

2026（令和8）年7月15日

名古屋地方裁判所 民事6部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 原 田 彰 好

同 浅 岡 美 恵

同 小 島 寛 司 ほか

甲A 号証	標 目	原本、 写しの 別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
23の 2	注釈民法（16） 722条 差し止めと損害賠償	写し	令和4年9 月20日発行	大塚直	差止めの性質上、「損害」が現実 に発生することは必要ではなく、 その発生する蓋然性があれば足り ること。不法行為による危険が差 し迫っている際に、手をこまねい て侵害という結果が発生するのを 待つべきではないと論述。このよ うな解釈は、差止めに関する不法 行為構成の要請が民法制定後に生 じたことに由来するものであり、 現行のフランス法においても同様 に解されてきたことに由来すると していること。	
33	気候システムがティ ッピングポイント （臨界点）を超える リスクについて（ 意見書）	写し	2026年7月 1日	江守正 多	気候変動の影響は気温上昇に応じ て影響が徐々に大きくなるものと 、ある閾値を超えると変化が自己 増幅的に進み、元に戻すことが困 難なものをティッピング要素につ いての2025年のGlobal Tipping P oints Report（GPT2025）を参照	

					し、確信度と重要性が高いとされているグリーンランド氷床。西南極氷床、暖水性サンゴ礁。永久凍土、アマゾン熱帯林、大西洋南北熱塩循環（AMOC）について、そのリスクについて解説した専門家意見書。前3者は1.5℃付近にティッピングポイントがあるとされていること、その地域における現象だけでなく日本を含む世界の気候、食糧、水資源、経済、安全保障など世界への影響が甚大であること、結論として、世界は既に危険な温暖化水準に近づいていることを解説。①世界のどこで生じた人為的な温室効果ガス排出であっても、地球全体の気候システムに寄与し、②ティッピングポイントを超過した場合、その影響は発生地域にとどまらず、世界全体に波及し、③ティッピングポイントを超えてから、その原因や責任を問うのでは遅いことを指摘し、閾値超過の可能性を低下させることが不可欠と警告していること。
3 4	パリ協定の下における電力部門の早期脱炭素化の必要性および重要性についての意見	写し	2026年7月1日	田村堅太郎	地球温暖化による昇温を止めるには排出量を正味ゼロにしなければならないこと。地球温暖化を1.5℃のレベルで抑えることができるための排出量の制約がカーボンバジェットであり、パリ協定の根本にある考え方であり、2020年代に温室効果ガス排出量をどれだけ削減できるかにかかっていること、他の部門に先駆けて電力部門の脱炭素化をすすめることは科学的に確立しており、国際的な政治プロセスにおいても合意されており、また、合理的であること。そのため重要な役割を果たすのは石炭火力の早期閉鎖であること、日本の政策となっ

					ている「ゼロエミッション火力」に技術的課題があり、二次エネルギーである水素、アンモニアは、必然的に高コストであり、貿易量の限界、CCSの限界もあり、そもそも求められている時間軸での電力部門での早期の脱炭素化を実現する手段とはなりえないことなど。
35	気候変動に関する国家の責任についての国際司法司法裁判所の勧告的意見の法的意義に関する意見	写し	2026年7月15日	久保田 泉	国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見は、判決のような法的拘束力を有しないが、新たな義務を創設したものではなく、条約及び慣習国際法上既に存在する義務の内容を、15名の裁判官全員一致で確認したものであり、単なる意見に過ぎないものではないこと、②ICJ勧告的意見が確認した国家の義務の相当部分は慣習国際法上の義務であり、慣習国際法は、確立した判例・学説上、日本国憲法98条2項を通じて国内的効力を有する日本法秩序の一部であること、③国際規範が国内私法上の一般条項（民法709条の注意義務・違法性、同90条の公序良俗等）の解釈を通じて私人間の法律関係に間接的に作用するという法理（いわゆる間接適用・間接的水平効果）は、日本を含む主要法域において広く承認された解釈手法であり、オランダ・シェル事件控訴審判決（2024年）をはじめとする諸外国の裁判実行とも整合すること。④ICJが気候系保護義務に erga omnes（対世的）性

					質を認めたことの法的意義は、当該義務が保護する利益が国際社会全体の共通利益であり、その規範的重みが最高度のものであることの確認にあること、⑤大規模排出事業者による化石燃料の生産・消費に伴う排出は、国際法が国家に規制を要求する活動類型に含まれるものであり、かかる規制準則は、国内法上の注意義務の内容を確定する際の重要な参照基準となること。⑥ I C J 勧告的意見は、国際海洋法裁判所の気候変動勧告的意見及び米州人権裁判所勧告的意見と、義務の内容、注意義務の水準が厳格であること及び1. 5℃目標の位置づけにおいて軌を一にしており、三つの国際裁判所の勧告的意見によって示された法認識は、現行国際法の内容に関する解釈の不確実性を大幅に減少させて、国内裁判所における法的基準の確定のために参照されるものであることを解説した意見書	
36の1	国連総会議決議 (https://docs.un.org/en/A/80/L.65)	写し	2026年5月20日	国連総会	ICJの勧告的意見を受けて、採択された国連総会決議。各国に対し、パリ協定の枠組みなどを踏まえ、入手可能な最良の科学的知見に沿って、地球の平均気温の上昇を産業革命前水準より1.5℃以内に抑えるという集合的な温度目標を達成するための措置の実施を強く促していること。そこには、2030年までに再生可能エネルギーの供給能力を3倍に拡大し、エネルギー効率の改善における世界平均年間向上率を2倍に高めること、エネルギーシステムにおける化石燃料からの	

					移行を、公正かつ秩序ある公平な方法で進め、科学的知見に沿って2050年までにネットゼロを達成するとともに、エネルギー貧困や公正な移行に対処していない非効率な化石燃料補助金を可能な限り早期に段階的に廃止することを含んでいること。 各国に対し、情報へのアクセスや司法へのアクセスを含め、気候変動対策に関する意思決定に、子どもおよび若者など脆弱な状況にある人々の完全かつ有意義かつ平等な参加を確保すること、および、すべての国家に対し、それぞれの国際的義務に従って行動するよう要請していること。裁判所が勧告的意見において、気候変動に関連して裁判所が特定した義務のいずれかを国家が違反することは、当該国家の責任を伴う国際不法行為を構成し、責任ある国家には違反した義務を履行する継続的な義務があり、国際不法行為の遂行から生じる法的結果には、不法な作為または不作為の停止；再発防止の確約および保証を提供すること；および国家責任法の一般的な条件が満たされることを条件として、被害国への完全な賠償であることなどを含まれていること。この決議の採択では、賛成141票、反対8票、棄権28票で採択され、日本も賛成したこと。
37	火力発電の「低炭素化・脱炭素化」としての水素・アンモニア利用および関連政策形成過程について（意見書）		2026年7月15日	大島堅一	火力発電におけるアンモニア混焼・専焼および水素混焼は、火力発電そのものの削減・廃止に代わるCO2排出削減手段とはいえないこと、アンモニア混焼・専焼および水素混焼は、実用技術としての発展段階や、削減効果、供給量、経済性、時間軸のいずれにも大きな制約があり、火力発電設備を数十年にわたり利用し続けることを意味すること。火力の維持に関する国の政策は、被告にとって単なる外部的

					条件ではないこと。公開資料された議事録のテキスト情報を解析して、被告電力会社の一部、被告JERAの親会社、電力業界団体等は、火力発電政策の形成過程に継続的に参加し、火力発電を維持する制度を構築するよう積極的に主張し、被告らが求める制度が国の政策となっていたことが経済産業省の多数の審議会議事録の検証で確認されたことを解説した専門家意見書。
38	再生可能エネルギーを中心とした電力システムへの転換に関する意見書	写し	2026年7月7日	高橋洋	再エネを中心とした電力システムへの転換は電力の安定供給を損なわずに技術的に可能か、経済的にも合理的なのかについて、欧州の経験から検証し、日本においても可能か、日本が遅れている理由について考察した意見書。欧州や世界で導入が進む理由は、①再エネの発電コストが急速に低減したこと、②再エネ電力の安定供給上の課題が電力システムの「flexibility：柔軟性」を高めることにより克服されてきたこと電力自由化による価格メカニズムの発揮、蓄電池の急激な価格低下、③ウクライナ戦争などではエネルギー安全保障の観点から再エネの評価が高まったこと。日本は再エネ資源に恵まれていること、再エネは純国産エネルギー源であり、輸入水素やアンモニア、化石燃料を輸入した上でのCCSは、脱炭素であったとしてもエネルギー自給率を高めないこと。化石燃料をほぼ賦存しない日本が、火力発電に依存し続けることは、エネルギー安全保障上のリスクが高いこと。火力発電によらずに、電力を安定供給することは技術的に可能になっているが、 <u>そのためには小規模分散型の電源である再エネを活用できる</u>

					よう電力システム改革が重要となること。しかし、日本ではそれが進んでいないことに加え、日本で再エネの大量導入が進まない真の要因は、既存の電気事業の秩序を維持することにあると指摘した意見書。	
39の1	ハーグ地方裁判所判決	写し	2015年6月24日	ハーグ地方裁判所	甲A8号証オランダ最高裁Urgenda判決の第1審判決、本件被告らの原告らの被害に具体性がなく、その排出量はわずかで因果関係や帰責性がないとの主張は、Urgenda事件でも同様に被告から主張されていたこと、ハーグ地裁2015年に排斥し、その結論は最高裁で維持されたこと。	
40	因果関係論・総論 —実体法上・訴訟法上の諸問題	写し	昭和48年4月20日	野崎幸雄	野崎幸雄元裁判官が、1973年に発行された現代損害賠償法講座5に寄稿した論文（当時、京都地方裁判所裁判官。平成8年名古屋高裁長官を定年退官）。4大公害裁判などを俯瞰して、今後の公害被害が複数の企業の排出行為による「複合公害」に移っていくとの見通しのもとに、被害の具体性の要否、単一では被害を生じさせるに足りない場合の共同不法行為の要件、および差し止め請求の要件についての見解をまとめたもの。その結論は今日の集合的公害というべき気候変動の世界の判決内容に通じる内容であり、示唆に富む論文	
41	尼崎大気汚染公害訴訟判決（神戸地裁尼崎支部平成12年1月31日判決）	写し	平成12年1月31日	裁判長 裁判官 竹中省吾 裁判官橋詰均 裁判官鳥飼晃嗣	2001年（平成12年）1月31日、尼崎大気汚染訴訟において神戸地方裁判所は一定基準を超える排出の差し止めを命じたこと等	

4 2 の 1	オランダ最高裁判決 ECLI:NL:HR: 1988:AD5713	写し	1988 年 9 月 23 日	オランダ最高 裁判所	オランダの育苗農家が使用する貯 水池の水は、自然現象（塩水流入 や塩水湧出）により、既に高い塩 分濃度を有していたが、これに加 え、MD P A 社の排出塩分がライ ン川を経由して貯水池の水に流入 して被害が生じた事例。MDPA 社 の排出分が塩分負担全体に占める 割合は、相対的に小さいものの、 無視できるほどではないとし、ラ イン川に排出したMD P A 社の責 任について、河川に物質を排出す る者が下流で河川水を利用する者 に対して負うべき注意義務に関し て、下流の利用者は、排出される 物質の影響を受けやすく、下流の 利用者の利益には、原則として、 河川が大規模な排出によって過度 に汚染されることがないことを期 待できる点が重視されるべきとし たこと
4 3	アスベスト判決 判例タイムズ No. 1487 2021. 10	写し	令和 3 年 5 月 17 日	最高裁 判所	被告らが中皮腫以外の石綿関連疾 患に罹患した被災した大工らの発 症に個別にどの程度の影響を与え たのかは明らかでないというべき と認定のうえ、民法 7 1 9 条 1 項 後段の類推適用を認めたこと。（ 1 3 2 頁）
4 4	「電気事業における 低炭素社会実行計 画」の策定について	写し	2017 年 7 月 17 日	電気事 業連合 会、電 源開発 株式会 社他	環境影響評価の局長会議取りまと めにおいて前提条件とされていた 電気事業者の自主的枠組みとして 「電気事業低炭素協議会」が設立 される前に、有志が2030年目標と して政府の長期エネルギー需給見 通しが実現される姿の排出係数（ 0,37 k g - C O 2 / k W h を目指す との「実行計画」を策定した旨、 発表していたこと。
4 5	カーボンニュートラ ル行動計画	写し	2022 年 6 月 29 日	電気事 業低炭 素協議 会	第6次エネルギー基本計画策定を 受けて、甲 A 4 4 を改定して「カ ーボンニュートラル行動計画」と し、2030年の原単位目標を0.25 k g C O 2 / k W h に改定したこと。

4 6	燃料アンモニア導入官民協議会第1回資料	写し	令和2年10月27日	経済産業省	2000年10月に設置された燃料アンモニア導入官民協議会にJERAの奥田久栄氏（取締役・常務執行役員・経営企画本文長）が構成員として参加していたこと、2000年20月27日に第1回会合が開かれた。同協議会の会議は非公開であったこと、JERAの資料も非公開であるが、公表された議事要旨に、燃料アンモニアに利用を進めるために必要な制度や財政面での支援などが網羅的にあげられていたこと。
4 7	石炭新技術と日本	写し	2022年2月	Transition Zero	英国のNGOであるTransition Zeroが、2022年2月に、アンモニア混焼、IGCC及びCCSを「advanced coal technologies（石炭新発電技術）」として検討し、これらは高コストで日本のネットゼロ目標と整合せず、高コストのCCSを備えない技術の排出削減効果には限界があるとした分析レポート

以上